

会 議 録

会 議 名	平成26年度第1回小金井市民交流センター運営協議会		
事 務 局	市民部 コミュニティ文化課		
開 催 日 時	平成26年7月28日(月) 18時30分～20時20分		
開 催 場 所	801会議室		
出 席 委 員	小林真理委員長 増田章夫副委員長 中重久子委員 久宗百合子委員 福沢政雄委員 桑谷哲男委員 鈴木輝一委員 藤本裕委員		
欠 席 委 員	大久保勝征委員		
事 務 局 員	小金井市 コミュニティ文化課長 平岡良一 コミュニティ文化課文化推進係 岡崎章尚		
傍 聴 の 可 否	可		
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由		傍聴者数	0人
会 議 次 第	(1) 前回議事録の報告 (2) 平成25年度事業報告について(報告) (3) 平成26年度事業の状況について (4) 次期指定管理者の募集について(報告) (5) その他		
会 議 結 果	別紙のとおり		
会 議 要 旨	別紙のとおり		
提 出 資 料	(1) 平成25年度第2回議事録 (2) 平成25年度小金井市民交流センター事業報告書 (3) 平成26年度小金井市民交流センター事業報告(平成26年7月25日現在)		

1 議題へ入る前に事務局から説明

- (1) 現在、次期指定管理者選定作業中のため、現指定管理者は公平を期すため、欠席
 - (2) 本運営協議会の開催時期は、6月から9月までの間に第1回として開催し前年度の事業報告についての審議、9月から11月までの間に第2回として開催し次年度の事業計画について審議する。
 - (3) 各議題の最後に指定管理者に対する意見や要望がある場合においては、それをまとめる（指定管理者へ指摘すべき点等について協議し、市に対して意見をすることが本協議会の所掌事務のため）。
- ## 2 藤本委員の自己紹介を行った（平成26年4月1日付け人事異動により委員が変更となったため）

議題

1 前回議事録の確認

特段の質疑なし

2 平成25年度事業報告について（報告）

事務局から説明の後、質疑を行った。

- ・ 委員から「施設・設備利用料収入が当初予算額からかなり上がっており、その収支差額がどのように扱われるのか」という質問があった。
→ 事務局から「利用料金制度を採用しているため、指定管理者の収入になる。施設・設備利用料収入が上がった一方で、人件費や維持管理費等の支出も上がるという認識である」旨説明
- ・ 委員から「スペース「N」にコンセントや空調がなく、夏季の利用に支障が生じる」との意見があった。
→ これに対し、他の委員から「空調に関しては大掛かりな工事になるため、難しいのではないか」と言う意見があった。
- ・ 委員から「収支差額が生じ、収入の方が大きいのであれば、マルチパーパススペースB区画及びC区画に展示用の照明を設置してほしい」と言う意見があった。
- ・ 委員から「施設の利用内容を見ると「その他」の項目の利用件数が多く、本来の目的で使うと、利用料金収入は更に増えるはずであり、稽古ではなく本番公演として利用される方が望ましい」という意見があった。
- ・ 委員から「2か月に一度ピアノの調律を行うということは評価できる」との意見があった。
- ・ 委員から「修繕費が当初予算額からかなり上がっており、どのような修繕を行ったのか」という質問があった。

- 事務局から「指定管理者が状況に応じて実施したものであり、具体的には、報告書の26ページから28ページまでに記載がある」旨説明
- 委員から「備品・消耗品購入費が当初予算額からかなり上がっており、理由は何か」という質問があった。
 - 事務局から「所有していなくても運営に支障はないものの、あると便利な備品を購入した。貸館収入が上がった分を還元し、利用者の利便性向上を図ったものである」旨説明
 - これに対し、委員から「備品は市の所有になるのか、又は指定管理者の所有になるのか」という質問があった。
 - 事務局から「市と指定管理者との間で締結した基本協定書（以下単に「基本協定」という。）第19条の規定により、帰属は指定管理者のものとなるものの、同協定第41条の規定により、両者が合意した場合には市に引き継ぐことができる」旨説明
 - これに対し、委員から「次期指定管理者と協定を締結する際には、備品を市の帰属とするように規定すべき」という意見があった。
 - これに対し、他の委員から「備品を市の帰属とすると適正に修繕を行わない可能性が生じる。また、新たな備品を購入せず、企業の利益として計上する可能性も生じる。」という意見があった。
- 委員から「研修費、交際費、弔慰金等はその支出項目に当たるのか」という質問があった。
 - 事務局から「公の施設という点から弔慰金を支出するとは考えにくい。研修については、本社対応等である」旨説明
- 委員から「舞台管理に要する人件費が維持管理費の中に入っており、非常に分かりにくいので、舞台管理委託費を人件費と実際の管理費とに分け、今後は予算と決算を作成してほしい」という意見があった。
- 委員から「収支差額の約730万円は指定管理者の収入となるのか」という質問があった。
 - 事務局から「基本協定第29条の規定にあるように総支出金額が指定管理委託料を下回った場合以外に成果配分を行う規定はないため、指定管理者の収入になる」旨説明
- 委員から「高い稼働率であることを受けて、仮に交流センターを市が直営で運営した場合の試算は直近で行ったか」という質問があった。
 - 事務局から「指定管理者制度の導入については、交流センター単独で判断するのではなく、市全体として考えるべきである。市が直営で運営するのは、専門的知識を有した人物の配置、ノウハウの蓄積等の課題があり、難しいものである」旨説明
- 委員から「大規模修繕に備えて、資金を積み立てておく必要がある」という意

見があった。

- ・ 委員から「長期修繕計画を策定すべき」という意見があった。
 - ・ 委員から「稼働率が高いのは、指定管理者の努力もあるが、立地や施設規模による影響も大きい」という意見があった。
 - これに対し他の委員から「稼働率は既に最大に近く、これ以上上がりようがない」という意見があった。
- ⇒ 上記の意見を踏まえ、運営協議会として、次のとおり意見をまとめた。

- 1 人件費と施設管理費を分けた形で決算報告を作成すること。
- 2 施設の利用に際しては、施設の本来の目的に沿った貸出を優先すること。ただし、稼働率を上げるために、「その他」という形で貸し出すことが悪いということではない。
- 3 スペース「N」に扇風機を購入するなど空調に配慮すること。また、コンセントを設置し、利用者の利便を図ること。さらに、マルチパーパススペース用に仮設の照明を用意するなど展示利用者の利便を図ること。

3 平成26年度事業の状況について

事務局から説明の後、質疑を行った。

- ・ 委員から「森山良子氏と市民合唱団100人の公演ということであれば、森山氏の実力でかなりの枚数が売れ、かつ、市民合唱団が1人当たり何枚かチケットを売れば、完売したとしても当然のことである。1,000席のホールで1回公演するよりも500席のホールで2回公演の方が、近い距離で公演を鑑賞でき、かつ、鑑賞の機会も増え、よいことである。出演料等は増すかもしれないが、2日間に分けて実施した方がよいと考える」という意見があった。
 - これに対し、他の委員から「貸館利用率が高く、自主事業で土日を押さえると貸館として市民が利用できないという意見もあり、考慮すべき」という意見があった。
 - これに対し、他の委員から「平日に自主事業を行っても578席のホールであれば、客席は埋められると思う」という意見があった。
 - ・ 委員から「貸館利用者として舞台に立つ側は市民の一部であり、市民の多くは観客側である。観客へのサービスとして良質な作品を見てもらうというのが本来の劇場の役割と考える」という意見があった。
 - これに対し、他の委員から「交流センターは公会堂の代替施設であり、小金井周辺は市民活動をしている人がすごく多い地域である。三鷹や武蔵野では、芸術的に優れた公演が行われており、交流センターは、敢えて貸館に特化した施設にするという考え方もある。しかし、地域の中にある劇場は、本来質の高い公演を見せてくれるところであるべき」という意見があった。
- ⇒ 上記の意見を踏まえ、運営協議会として、次のとおり意見をまとめた。

自主事業実施の際には、稼働率の高さなどの地域ならではの特色を踏まえつつ、バランスをとり、実施すること。

4 次期指定管理者の募集について（報告）

事務局から、現在次期指定管理者の選定作業中であること、募集金額は上限を示した上で指定管理応募者に提案させる方式を採用したことを説明。その後、選定作業中であることから、選定に関する質疑は受け付けず、次のとおり質疑を行った。

- ・ 委員から、「金額偏重とならない選定が望ましい。3回目、4回目と選定を重ねるごとに指定管理委託料が下がっていき、ひいてはワーキングプアや施設や公演の質が下がる可能性がある。また、市の文化予算として一定額を確保した上で選定を実施した方が望ましい」という意見があった。

- ・ 委員から「収支差額において収入が支出を上回った場合、指定管理者の利益になるのであれば、NPOのように翌年度事業への繰越金として積み上げていく方が望ましい」という意見があった。

→ これに対して、他の委員から「例えば、市が2億3,100万円の指定管理委託料を支払い2億円しか支出がなかったから3,100万円を指定管理者の利益とするのであれば不適切だが、交流センターの総事業費は3億円程度であり、全体収入から全体支出を引いた額を指定管理者の利益とするのは不適切ではない。指定管理者制度の本来の趣旨からすると適切である。」という意見があった。

→ これに対して、他の委員から「収入が支出を上回った分は余剰金として、次年度へ繰り越し、市民文化が豊かになるよう使うということも指定管理者制度上できるのではないか。利益として計上するのは利用料金制度を採っている以上なんら問題ないが、あまりにも収支差額が多いと違和感がある」という意見があった。

→ これに対して、他の委員から「他の施設で成果配分制度を採用し、収入が支出を上回った場合、収支差額の半額を市に配分する事例がある。これは、あくまで協定書等で定める必要がある。成果配分の導入について指定管理者側から提案があり、市が受け入れるという例もあるようである。ただし、これを市から強要し、導入するとなると企業努力が損なわれる可能性がある。金額については、市で適正と判断して設定した額であり、その金額の中で内容を評価するのが一番だと考える」という意見があった。

5 その他

次回運営協議会を平成26年10月27日（月）に開催することとした。